

1 特別支援教育の理念

学校教育法の一部改正により、平成19年4月から、これまでの特殊教育に変わり特別支援教育がスタートしました。

特殊教育では、障がいの種類や程度に応じ、特別な場で教育が行われていましたが、特別支援教育では、知的な遅れのない発達障がいも含めて、障がいにより特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の全ての学校において実施されることになりました。

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒が自立し、社会参加するために必要な力を培うため、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる「共生社会」の形成の基礎となるものであり、わが国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

教育基本法 第1章第4条2項（平成18年12月公布・施行）

国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

学校教育法第81条第1項（平成19年6月一部改正）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

小学校学習指導要領 総則 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 (7) 障害のある児童生徒については、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

(12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

※ 中学校学習指導要領では、総則 第4 2(8)(14)である。

2 小・中学校の特別支援教育

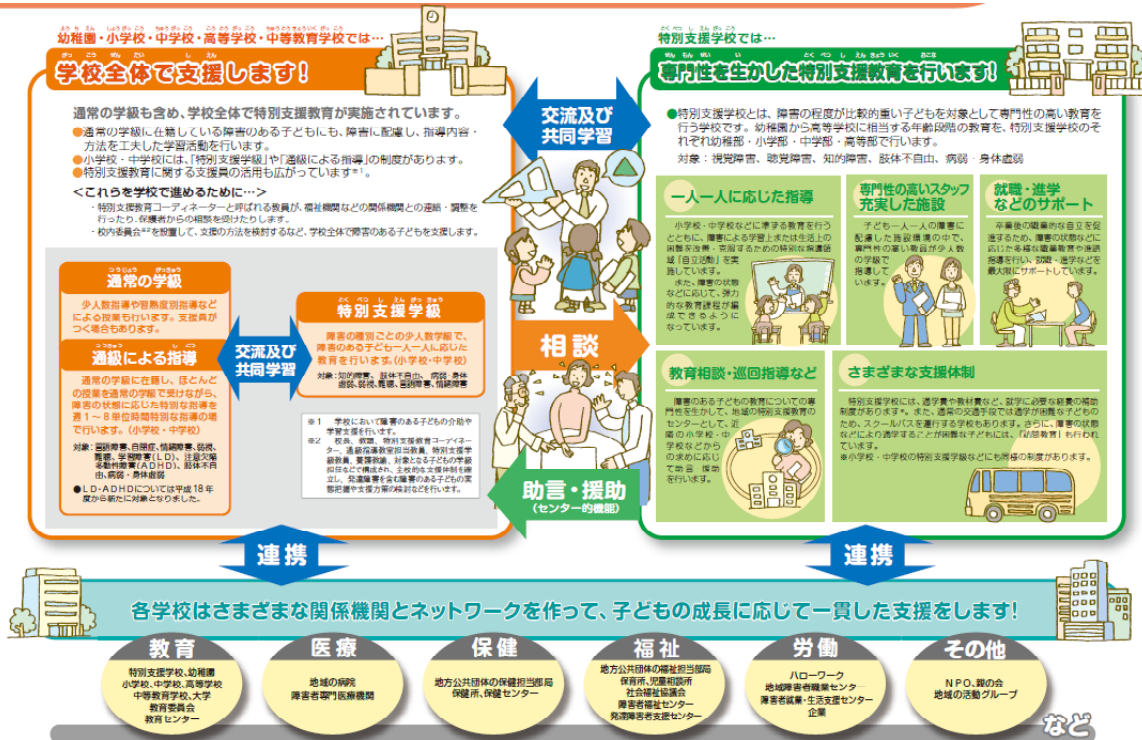
小・中学校には、特別支援学級や通級による指導を受ける障がいのある児童生徒とともに、通常の学級にもLD、ADHD、自閉症などの障がいのある児童生徒が在籍していることがあり、これらの児童生徒についても、障がいの状態等に即した適切な指導を行わなければなりません。通常の学級では、障がいのある児童生徒に対し、丁寧に個々の実態を把握し、障がいの状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う必要があります。学級担任や教科担任が担うだけでなく、必要に応じて校内支援体制を活用し、少人数指導や習熟度別指導、ティーム・ティーチングなどによる授業を実施することも必要です。小・中学校で特別支援教育を推進するための体制整備について、次のような取組が必要になります。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ①特別支援教育に関する校内委員会の設置 | ②児童生徒の実態把握 |
| ③特別支援教育コーディネーターの指名 | ④「個別の教育支援計画」の作成と活用 |
| ⑤「個別の指導計画」の作成と活用 | ⑥教員の専門性の向上 |
| ⑦関係機関との連携 | |

※「小・中学校におけるLD（学習障がい）ADHD（注意欠陥/多動性障がい）高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制整備のためのガイドライン（試案）」H16より

http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/horei/html/b2_h160100_01.htmlにてダウンロード可

【特別支援教育の実際】



※引用文献 「特別支援教育パンフレット」 平成19年4月 文部科学省

3 特別支援学校の教育

特別支援学校では、障がいの程度が比較的重い幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するために、障がいの種別や障がい全般に対する総合的な専門性のある教職員により、児童生徒の障がいの状態に配慮した施設環境の中で、少人数の学級編成による指導が行われています。また、幼稚部、小学部、中学部、高等部があり、幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を行っています。

特別支援学校の教育では、小・中学校等に準ずる教育とともに、障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための「自立活動」という特別に設けられた領域があります。また、障がいの状態などに応じて、教科等を合わせた指導を行うなど弾力的な教育課程を編成することができます。なお、知的障がいのある幼児児童生徒を教育する特別支援学校については、知的障がいの特徴や学習上の特性などを踏まえた独自の教科及びその目標や内容が示されています。

特別支援学校は、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）を対象の障がいとしています。その障がいの程度は以下のとおりです。

【学校教育法施行令 第二十二條の三】

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の変滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の変滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの